

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第5期中長期目標

令和5年3月1日

経済産業省

一部変更 令和6年8月29日

一部変更 令和7年2月27日

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）1. 政策体系におけるNEDOの位置付け

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、エネルギー・地球環境問題の解決及び産業技術力の強化に貢献することを大目的とし、その実現に向けて、革新的かつ多様な技術シーズの創出とそれを企業等による事業化、すなわちイノベーションに結びつける「研究開発マネジメント」等を推進している。

現下のエネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策を巡る状況を見ると、世界的に温暖化・気候変動への対応を経済成長の制約やコストではなく成長の機会として捉え、脱炭素社会の実現に向けた研究開発や投資を加速する動きが活発化している。こうした中、我が国としても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。その実現に向け、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2021年6月）」、「第6次エネルギー基本計画（同10月）」、「クリーンエネルギー戦略中間整理（2022年5月）」等において、省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入に加え、新たな産業としての水素やアンモニアのサプライチェーン構築等、産業構造や社会経済の変革を進めるための方策を示している。

また、米中対立の先鋭化や新型コロナウイルス感染症の蔓延等を契機とした不確実性や地政学的リスクの高まり、デジタル化の加速等に伴う個人の価値観や行動の多様化といった環境変化の中、産業技術・イノベーションのあり方や取り組むべき社会課題も複雑化している。このような状況認識の下、統合イノベーション戦略2022（2022年6月）では、コロナ後の新しい社会における成長を牽引する先端技術の国際競争力強化、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すためのスタートアップを含むエコシステムの形成、さらには国家・国民の安全を経済面から確保する経済安全保障に関する取組等を示している。

さらに「スタートアップ育成5か年計画（2022年11月）」として、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進を3本柱として推進する政策の全体像を示している。

加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換すること等を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素化の3つを同

時に実現することを目指すグリーントランスフォーメーション（GX）の実行の流れが加速化している。GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）の決定・公表、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。）の公布・施行、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）、分野別投資戦略（令和5年12月22日経済産業省公表）が決定・公表されており、今後10年程度のGXの方針が示されている。

このような中で、NEDOには、エネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策の実施を担う重要な国立研究開発法人として、これまで組織として培ってきた知見やノウハウ、ネットワーク等を更に強化・活用し、政府と産業界との間に立って、以下に掲げるミッション、ひいては、エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化といった大目的への貢献がこれまで以上に期待される。

（別添）政策体系図

2. 第5期中長期目標期間におけるNEDOのミッション

こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、第5期中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。

- ① 第一に、高度な研究開発マネジメントの実施による研究開発成果の創出とその成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援するなど、研究開発マネジメントを通じたイノベーション¹創出に貢献する。
- ② 第二に、研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援を推進する。
- ③ 第三に、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発やイノベーション政策等の企画・立案に貢献するため、NEDOの技術インテリジェンス²を強化する。

Ⅱ. 中長期目標の期間

令和5年度から始まる第5期におけるNEDOの中長期目標の期間は、5年間（令和5年4月1日から令和10年3月31日）とする。

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第5期中長期目標期間において、上記ミッションを達成するため、「研究開発成果の

¹ ここでの「イノベーション」としては、（１）社会・顧客の課題解決につながる革新的な手法（技術・アイデア）や既存手法の新たな組合せで新たな価値（製品・サービス等）を創造し、（２）社会・顧客の普及・浸透を通じて、（３）ビジネス上の対価（キャッシュ）の獲得、社会課題解決に貢献する一連の活動を念頭に置いている。

² ここでの「技術インテリジェンス」とは、国内外の技術、研究開発動向等に関して収集された情報について、分析、加工され解釈を付加されたものを指している。

最大化その他の業務の質の向上」に向けて、以下の１．から３．に掲げる業務を行うものとする。

また、当該業務の項目を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。評価については、別紙の評価軸等に基づき実施する。なお、評価単位の設定によって内部の縦割りが助長されることのないよう、各業務間の連携、相乗効果の発揮に十分留意して組織運営及び業務遂行を適切に行うものとする。

１．研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。

（１）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施

ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、NEDOの資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。

事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行うものとする。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「PMgr」という。）が中心となるPTを組むことを基本とする。PMgrは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。

また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、NEDOに導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。

① 事業の企画立案

事業の企画立案においては、国やNEDOイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事

業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。

経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示すものとする。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関する I S O・I E C等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討することとする。

② 事業の実施

事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行うものとする。

委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。

さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和5年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。加えて、N E D Oの研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。

研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、N E D Oとして、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における

社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行うものとする。

さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。

③ 事業開始後の評価

各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及びNEDOとしての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。

また、NEDOは、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間のNEDOの研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行うものとする。

（2）国際実証・国際共同研究事業の実施

³ OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。

国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。

各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行うものとする。

（3）特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。

① ムーンショット型研究開発事業

総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、NEDOは、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

経済産業省が策定する研究開発計画に従い、NEDOは、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行うものとする。

③ グリーンイノベーション基金事業

経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、NEDOは、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、NEDOは、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者

に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担うものとする。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものと考えらるべきであるため、開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。

④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。NEDOは、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、PD又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行うものとする。

⑤ バイオものづくり革命推進事業

成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NEDOは、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。

（４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等

世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議ICEF（Innovation for Cool Earth Forum）等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。

さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってWin-Winの関係となるような連携の推進を図る。

（５）各事業における技術流出の防止

各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技

術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。

また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施するものとする。

さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（1）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行うものとする。

なお、N E D O が上記（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すこと、また、（4）及び（5）の取組を着実に行うことを目的として、以下のとおり定量指標を設定する。

（定量指標）

指標 1－1：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①N E D O として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫やN E D O の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】

指標 1－2：N E D O が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、N E D O が選ばれた割合 40%以上を目指す（第 4 期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。（アウトカム指標）

＜目標水準の考え方＞

指標 1－1：N E D O は、高度な研究開発マネジメントを実施し研究開発成果を得て、

その成果を速やかに企業等の事業化・社会実装に繋げることを支援する役割が求められており、NEDOの研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかを評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

指標 1－2：NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中であっても高い割合を求めることを目標とする。

NEDOは、平成26年度からPMgr制度を導入して、NEDOがより主体的にプロジェクトマネジメントを推進している。本指標は、NEDOのPMgr及びPTメンバーがプロジェクトを的確にマネジメントできていたか、それがプロジェクト実施者を含むステークホルダーにどう評価されているかを、的確に調査を行うことで測定するものである。この割合を高めることは、各プロジェクトにおけるPMgr及びPTメンバーの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントの貢献を評価する指標としても適切なものである。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 1－1

【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた高度な研究開発マネジメントを行って研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることが最も重要である。

【困難度高】：本定量指標は、幅広い技術分野や政策目的に応じた研究開発プロジェクト等に対して、専門的知見、人的ネットワーク、マネジメントスキル等を駆使し、個々のプロジェクトや事業者の実情に応じたマネジメントの工夫、及び事業者が創出する研究開発成果を求める困難度の高い指標である。

2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スター

トアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、N E D Oにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。

(1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成

N E D Oはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。

第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。

また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「N E D O法」という。）が一部改正され、N E D Oによるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（N E D O法第15条第3号の2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用

⁴ 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語

- ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。
- ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。
- ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。

⁵ 今般のN E D O法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。

するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。

（２）関係機関とのネットワーク構築

上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。

NEDOとして、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化することとする。

第5期中長期目標期間においても、新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。

（３）特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。

① ディープテック・スタートアップ支援事業

スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。

また、NEDOが2.（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり定量指標を設定する。

（定量指標）

指標2-1：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により

構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（IPO）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】

指標 2-2：NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す（第4期中長期目標期間中における実績値：「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%）。（アウトカム指標）

<目標水準の考え方>

指標 2-1：NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

指標 2-2：NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中であっても同レベル以上の割合を求める。

NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスタートアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 2-1

【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもっとも重要である。

【困難度高】：本指標は、リスクの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。

（４）その他の取組

NEDOの各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第４期中長期目標において、NEDO全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第５期中長期目標においては、これを 30%に引き上げ努力目標として運用することにより、NEDO事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促すこととする。

3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積

（１）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能

TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献するものとする。

そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。

政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）によるN E D O法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15条第8号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、N E D Oのオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。

さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、N E D O事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。

加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。

さらに、N E D Oの技術インテリジェンス能力の向上を図るため、N E D Oでまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。

（２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献

新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げるものとする。

先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S Cが取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。

また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。

N E D Oが技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。

（定量指標）

指標３－１：外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じで行う助言業務の実施状況の４つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】

指標３－２：N E D Oが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、４段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す（第４期中長期目標期間における実績平均：40.6%）。（アウトカム指標）

＜目標水準の考え方＞

指標３－１：T S Cを中心として、国内外の研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を指標として

設定する。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

指標 3－2：NEDOは、技術インテリジェンス活動から得た社会課題の解決に向けた技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題を設定して、広く先導研究事業者を公募して先導研究を実施している。本指標は、NEDOの技術インテリジェンス活動によって得た技術シーズについて、事業者の先導研究終了時における評価結果を通じて、その技術シーズの社会実装実現性や波及効果等を評価することにより、NEDOの技術インテリジェンス活動が適切であったかを判断するものである。この割合を高めることは、単にNEDOの技術インテリジェンス活動の結果を評価するだけでなく、より質の高い技術インテリジェンス活動に繋げる指標としても適切なものである。

＜重要度高・困難度高の設定理由＞

指標 3－1

【重要度高】：TSCには、最新の研究開発動向やグローバル市場獲得に向けた展望を把握した上で、国内外の有望技術の発掘や中長期の研究開発動向・分析により、産業構造全体を包括した政策エビデンスの提供が求められている。また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、グローバル市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、国として取り組むべき「戦略分野」の見極めを行ったうえで、中長期的な研究開発を支援していくことが求められている。このため、NEDOの技術インテリジェンス機能の向上は、その戦略分野の見極めを行う役割と同時に産業技術政策を遂行する上で重要かつ優先度が高い取組であり、本指標の重要度は高い。

【困難度高】：NEDOの技術インテリジェンス活動には、国内外の様々な機関において実施された調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、研究論文・特許調査や国内外の多数の研究者や技術分野の専門家との直接対話等を行うことで、その技術的内容を理解し、必要な情報を整理・蓄積・活用できるよう多様な技術ベンチマークを整理することが必要。また、政策エビデンスの提供にあたっては、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要である。これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った情報収集・分析による技術インテリジェンス機能強化と蓄積、その成果としての政策エビデンスの提供は、相当の困難性が伴うため、本指標の困難度は高い。

IV. 基金事業の適切な管理・執行

N E D O の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。

このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行うものとする。

- ① ムーンショット型研究開発事業（再掲）
- ② ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲）
- ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲）
- ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲）
- ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲）
- ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲）
- ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務

N E D O は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号）第 29 条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務

経済安全保障推進法第 42 条第 2 項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人として N E D O が指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。

N E D O は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、N E D O 法第 16 条の 6 に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。

（定量指標）

指標 4－1：外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4 段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】
【困難度高】

<目標水準の考え方>

指標 4－1：銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 4－1

【重要度高】【困難度高】：N E D Oの基礎的な財務・事業規模（年間約 1,500 億円から約 1,800 億円程度で推移）と比して、格段に大規模な基金について、中長期目標期間を超えて長期間にわたって適切に管理・運営することが必要であり、指標として重要度、困難度が高い。

V. 業務運営の効率化に関する事項

1. 柔軟で効率的な業務推進体制

（1）業務の効率化

第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%以上の効率化を図るものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。

（2）機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大

化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努めるものとする。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。

なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は令和 6 年度当初予算までの累計で総額約 8.6 兆円規模に達しており、年間約 1,500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、NEDO による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備については、難易度の高い業務推進体制の構築と位置付けることとする。

これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。

(3) 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、NEDO 自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託を活用する際には、NEDO の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

2. 組織の根幹を支える固有職員及び PMgr 人材の育成

環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要となる専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、OJT を中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行うものとする。さらに、NEDO 職員の外部機関への派遣も含め、PMgr やマネジメント人材の育成に努め、NEDO のマネジメント能力の底上げを図る。

また、民間企業や大学等の研究開発における中核的人材として活躍しイノベーション

ンの実現に貢献するPMgr人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条第1項の規定に基づきNEDOが策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPMgr人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・NEDOを含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PMgr人材のキャリアパスの確立に貢献するものとするとともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。

なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。

これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。

3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、Project Management Office（PJMO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。NEDO及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図るものとする。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。

上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。

4. 積極的な広報の推進

産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。

5. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上

(1) 外部評価活用と自己改革の徹底

事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。

(2) 適切な調達の実施

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2 か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

VI. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務運営の適正化

第 5 期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 30 年 9 月 3 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

2. 繰越欠損金の減少

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努めるものとする。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第 5 期中長期目標期間中に目途をつけるものとする。

基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行うこととする。

3. 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。

このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化や収益納付以外の手段の検討を行う等、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。

4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。

VII. その他業務運営に関する重要事項

上記のほか、NEDOの運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行うものとする。

1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定、内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図るものとする。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進するものとする。

監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施するものとする。

不正事案への対処については、NEDOの活動全体の信頼性を確保する上で極めて重要である。公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、NEDOの活動全体の信頼性確保につなげる。

2. 情報セキュリティ対策等の徹底

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。

また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の国際認証である I S O / I E C 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。

3. 技術流出の防止

技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。

また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施するものとする。

さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅲ. 3.（1）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行うものとする。

4. 情報公開・個人情報保護の推進

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。

以 上

(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸

評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	○ NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。	・ 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)
	○ NEDOのPMgr及びPTメンバーが研究開発マネジメントを的確に実施していたか。	・ 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率(評価指標)
	○ NEDOの研究開発成果が経済効果(アウトカム)に繋がっているか。	・ NEDOの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等が社会にもたらした経済効果(アウトカム)(モニタリング指標)
2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	○ NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。	・ 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)
	○ NEDO担当者がスタートアップに対して研究開発マネジメントを的確に実施していたか。	・ 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者の対応に非常に満足している」と回答した率(評価指標)
	○ NEDO全体として、中堅企業・中小企業・スタートアップのNEDO事業への参画が行われているか。	・ 毎事業年度における新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの比率(モニタリング指標)
	○ NEDOのスタートアップ支援が経済効果(アウトカム)に繋がっているか。	・ NEDOが支援したスタートアップの株式上場(IPO)等(モニタリング指標)
3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	○ 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積が行われているか。	・ 当該年度の技術インテリジェンス活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)
	○ 技術インテリジェンス活動から得た技術シーズは、実現可能性や波及効果等を確認できる研究開発テーマに繋がったか。	・ NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズを踏まえ新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマに係る外部有識者による終了時評価結果が上位の区分となる比率(評価指標)
4. 基金事業の適切な管理・執行	○ 基金事業の適切な管理・執行が行われているか。	・ 基金管理、審査業務が適切に実行されているか、特筆すべき政策的要請による取組であること、または、他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしているか等について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点(評価指標)

(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に係る政策体系

○国の政策：国家戦略等の政府方針

2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、第 6 次エネルギー基本計画、クリーンエネルギー戦略中間整理、統合イノベーション戦略 2022、スタートアップ育成 5 か年計画、GX 実現に向けた基本方針、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 等

○法人固有の目的及び業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第 4 条抜粋）

非化石エネルギー・可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調し総合的に行う。



○第 5 期中長期目標期間（令和 5 年度から令和 9 年度）における NEDO のミッション

産業技術政策等の実施機関として、高度な「研究開発マネジメント」により、国の研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに事業化・社会実装に繋げるイノベーションを支援。エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化に貢献する。



研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

- ・ エネルギー・環境分野、産業技術分野に関する研究開発を成功に導き、その成果の事業化や社会実装につなげるイノベーションを促す研究開発マネジメントを抜本的に強化。



研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

- ・ NEDO が技術と資金の結節点となり、スタートアップに即した研究開発マネジメントを支援。
- ・ 研究開発プロジェクトを成功に導くとともに、研究開発型スタートアップ（ディープテック・スタートアップ）の経営・事業支援を行い、その飛躍的成長によるイノベーション創出を促進。



政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積

- ・ 産学官組織との連携や先を見据えた中長期技術戦略の策定を踏まえ、グローバル支援で最新の技術動向や市場展望を把握し、NEDO の研究開発マネジメントや政策立案に貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積・活用に取り組む。